

## 浜松市精神科病院指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の8の規定に基づく精神科病院（精神科病院以外の病院で、精神病床を有するものを含む。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定める。

(指定基準)

第2条 法第19条の8の規定に基づく指定病院の指定基準は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準」（平成8年3月21日厚生省告示第90号）によるものとする。

(申請)

第3条 指定病院の指定を受けようとする精神科病院の設置者は、指定病院指定申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 設置者の同意書（第1号様式の2）
- (2) 管理者の履歴書（他の診療科を併置する等の理由により、当該病院の管理者が精神科の医師でないときは、精神科医療主任者である医師とする。）
- (3) 医師免許証の写し及び、医師が常勤の精神保健指定医であるときは、精神保健指定医の証の写し
- (4) 病院概要書（第1号様式の3）
- (5) 病院開設許可書及び使用許可書の写し
- (6) 職員調書（第1号様式の4）
- (7) 職員有資格者名簿（第1号様式の5）
- (8) 診療報酬の算定方法による看護基準の届出受理通知の写し
- (9) 配置図及び建物平面図
- (10) 建物の構造概要（第1号様式の6）
- (11) 定款又は寄附行為（設置者が法人であるとき。）

(指定)

第4条 市長は、前条の申請の内容を審査し、第2条の指定基準に適合すると認めるときは、指定病院として指定することができる。

2 市長は、指定病院として指定したときは、当該申請を行った病院の設置者に指定病院指定書（第2号様式）を交付するものとする。

3 市長は、指定病院としての指定が適当でないと認めたときは、その旨を当該申請を行った病院の設置者に通知するものとする。

(指定期間)

第5条 指定期間は、指定の日から3年以内とする。

(指定の更新)

第6条 指定病院の設置者は、指定期間満了後、継続して指定病院の指定を受けようとするときは、指定期間満了日の属する月の前月である2月の末日までに、第3条の手続きに準じて申請するものとする。

(指定の辞退)

第7条 指定病院の設置者は、指定を辞退しようとするときは、30日以上予告期間を設けて、指定病院指定辞退届(第3号様式)により市長に届け出るものとする。

(指定の取消)

第8条 市長は、法第19条の9の規定により、指定病院の指定を取り消したときは、指定病院指定取消書(第4号様式)を当該指定病院の設置者に交付するものとする。

(指定申請事項の変更)

第9条 指定病院の設置者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに指定申請事項の変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 病院の名称又は所在地に変更があったとき
- (2) 設置者又は管理者に変更があったとき
- (3) 精神科を廃止したとき
- (4) 精神科病床数に変更があったとき
- (5) 常勤の精神保健指定医に変更があったとき
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第9条第1項の規定の届出をしたとき
- (7) 法第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準第1号を満たさなくなったとき

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。